



ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和 6 年 5 月

## 「定額減税」が6月支給の給与よりスタートします！

定額減税につきまして多数お問い合わせを頂いておりますが、**税法上の制度について社労士が法的見解を助言することは税理士法違反（税理士法第2条）となってしまう可能性が高く、個別具体的な定額減税に関する相談はお受けすることが出来ませんので、予めご理解くださいますようお願いいたします。**ただし、弊所が提供している給与計算ソフトをご利用か、給与計算を受託させて頂いている顧問先様につきまして、「入力方法」等のご質問に回答することは可能でございます。制度の詳しい内容や、ご相談（**例えば定額減税額の計算方法が合っているか、等のご相談**）については税務署又は税理士の先生にご相談くださいますようお願いいたします。

・国税庁定額減税特設サイト … <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

### 給与支払者向け所得税定額減税コールセンター

給与支払者向け所得税定額減税コールセンターでは、所得税の定額減税制度における給与の源泉徴収に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

0570-02-4562

受付時間 9:00~17:00（土日祝除く）

いよいよ、6月1日以降、政府が令和5年の経済対策として発表した定額減税の「月次減税」がスタートします。定額減税の概要としては、**令和6年分の所得税・同年度分の個人住民税について、納税者本人とその同一生計配偶者及び扶養親族（居住者に限る）1人につき、所得税から3万円・個人住民税所得割から1万円が控除される、**というものです。本稿では、「どのような準備を進める必要があるのか」といった、実務的な目線で特集いたします。

## 定額減税の対象者・減税可能額

### 【対象者】

- ①（所得税）令和6年分の所得税の納税者である居住者で、令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下
- ②（住民税）令和5年分の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者

### 【定額減税可能額】

（所得税） ⇨ 次の金額の合計

- ①本人（居住者に限る） … **3万円**
- ②同一生計配偶者及び扶養親族（居住者に限る） … **1人につき3万円**

居住者とは、… 国内に住所を有し、または現在まで引き続き1年以上居所を有する個人をいいます。

(住民税) ⇨ 次の金額の合計

①本人(居住者に限る) … **1万円**

②同一生計配偶者及び扶養親族(居住者に限る) … **1人につき1万円**

※従業員ごとに減税額を算出し源泉徴収する税額を計算する必要があります。よって、給与計算担当者の負担が発生するため、現体制で問題なく対応できるか、しっかりと確認しましょう。

## 給与計算業務で注意すべきこと

### 1. 現在給与計算で使用しているシステムが定額減税に対応しているか？

⇨ただし、定額減税が必要となるのが1年間の期間であると見込まれているため、この点を踏まえたうえでシステム変更などの必要性について検討ください。

### 2. 減税対象となる従業員と扶養家族の情報をシステムに正確に入力しているか確認

⇨昨年より引き続き勤務している従業員については、前年の年末調整時に提出された扶養控除等申告書に変更や誤りが無いかの確認が必要となります。

⇨中途入社の方については、定額減税に対応した扶養控除等申告書(源泉徴収に係る定額減税のための申告書)の提出いただく必要があります。

### 3. 定額減税を反映した所得税と住民税の源泉徴収額の管理方法を検討

⇨国税庁のHPに「各人別控除事績簿」があります。法定の様式ではありませんので、管理方法については「適宜の様式」で差し支えないものとされています。

### 4. 給与明細への表示方法

給与の支払い者が月次減税額の控除を行った場合には、給与等の支払いの際に給与明細に表示する必要があります。

## 今後の対応

まずは、現在雇用している従業員が、定額減税の対象者として減税額がいくらになるのか、事前に把握しておきましょう。通常の年末調整時の「扶養」と、定額減税の「扶養」とでは、適用される範囲が異なっているため特に注意が必要です(配偶者や年少扶養者など)。従業員と金額でトラブルにならないよう、パンフレットを配って確認してもらおうなど、従業員側にも認識しておいてもらうことも有効です。

## 【宮崎県】男性育児休業取得奨励金

男性の育児休業取得を促進するため、男性従業員が28日以上の子育て休業を取得した中小企業等に奨励金を支給します。

### 【対象となる企業】

以下の要件を全て満たす中小企業等

1. 中小企業等のうち、県内に本社又は事業所を有すること。
2. 雇用保険の適用事業所であること
3. 「ひなたの出会い・子育て応援運動」登録企業であること
4. 「仕事と生活の両立応援宣言」登録企業又は「働きやすい職場『ひなたの極』」認証企業であること
5. 就業規則、労働協約等により育児休業制度を設けていること

6. 県税に未納がないこと
7. 個人住民税の特別徴収義務者とされている法人で、特別徴収を実施している者
8. 暴力団に関係していないこと

【対象となる従業員】

以下の要件を全て満たす従業員

1. 雇用保険の被保険者として雇用されている男性の従業員であって、県内の事業所に勤務する者。
2. 令和6年4月1日以降に通算28日以上の子育て休業を取得していること。
3. 子育て休業後に職場復帰し、申請日まで雇用保険の被保険者として継続して雇用されていること。

【助成金の額】

種 類	支給要件	支給金額
1. 育児休業取得者 手当奨励金	育児休業取得者に対して育児休業給付金への上乗せを目的とした手当を支給した場合	下記ア、イを比較して少ない方の額 (1,000円未満切捨て) <b>ア 育児休業の取得期間 28日あたり 5万円を乗じた額</b> <b>イ 対象となる手当の実支出額</b>
2. 育児休業取得者 企業奨励金	男性労働者が育児休業を取得した場合	<b>25万円 (定額)</b> ※年度1回限り
3. 代替人員確保奨励金	育児休業取得者の育児休業期間中に、育児休業取得者の代替人員として、新たな労働者を雇用した場合（育児休業者の育児休業期間中に15日以上勤務を要する。）	<b>育児休業取得者1人あたり 20万円</b> (定額)
4. 応援職員手当奨励金	育児休業取得者が所属する部署等の労働者に対し、育児休業取得者の業務を代替する対価として手当を支給した場合	下記ア、イを比較して少ない方の額 (1,000円未満切捨て) <b>ア 育児休業取得者1人あたり 20万円</b> <b>イ 対象となる手当の実支出額</b>

【問い合わせ先】

宮崎県：【男性育児休業取得奨励金】男性の育休取得を進める企業等を応援します！（[miyazaki.lg.jp](http://miyazaki.lg.jp)）

お問い合わせ

福祉保健部 子育て政策課 子育て・若者戦略担当  
〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号  
電話：0985-44-2835  
ファクス：0985-26-3416  
メールアドレス：[kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp)